

| 令和元年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（15号） | | | | | | |
|---|-----------|--------------------|-------|------------|-------|-------|
| 招集年月日 | 令和元年9月3日 | | | | | |
| 招集の場所 | あさぎり町議会議場 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開議 | 令和元年9月13日 午前10時00分 | | | 議長 | 徳永正道 |
| | 散会 | 令和元年9月13日 午前11時57分 | | | 議長 | 徳永正道 |
| 応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招 | 議席番号 | 氏名 | 出欠等の別 | 議席番号 | 氏名 | 出欠等の別 |
| | 1 | 岩本恭典 | ○ | 9 | 豊永喜一 | ○ |
| | 2 | 市岡貴純 | ○ | 10 | 永井英治 | ○ |
| | 3 | 難波文美 | ○ | 11 | 皆越てる子 | ○ |
| | 4 | 加賀山瑞津子 | ○ | 12 | 小見田和行 | ○ |
| | 5 | 橋本誠 | ○ | 13 | 奥田公人 | ○ |
| | 6 | 久保尚人 | ○ | 14 | 溝口峰男 | ○ |
| | 7 | 小出高明 | ○ | 15 | 久保田久男 | ○ |
| 8 | 森岡勉 | ○ | 16 | 徳永正道 | ○ | |
| 議事録署名議員 | 3番 難波文美 | | | 4番 加賀山瑞津子 | | |
| 出席した議会書記 | 事務局長 大林弘幸 | | | 事務局書記 丸山修一 | | |
| 地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 × | 職名 | 氏名 | 出欠等の別 | 職名 | 氏名 | 出欠等の別 |
| | 町長 | 尾鷹一範 | ○ | 教育長 | 米良隆夫 | ○ |
| | 総務課長 | 土肥克也 | ○ | 教育課長 | 木下尚宏 | ○ |
| | 企画財政課長 | 片山守 | ○ | 会計管理者 | 田中伸明 | ○ |
| | 税務課長 | 那須正吾 | ○ | 農林振興課長 | 甲斐真也 | ○ |
| | 町民課長 | 宮原恵美子 | ○ | 商工観光課長 | 北口俊朗 | ○ |
| | 生活福祉課長 | 上村哲夫 | ○ | 建設課長 | 大藪哲夫 | ○ |
| | 高齢福祉課長 | 出田茂 | ○ | 上下水道課長 | 林敬一 | ○ |
| | 健康推進課長 | 松本良一 | ○ | 農業委員会事務局長 | 船津宏 | ○ |
| | | | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |

議事日程（第15号）

- 日程第 1 認定第 1号 平成30年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 認定第 2号 平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 認定第 3号 平成30年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 認定第 4号 平成30年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 議案第26号 平成30年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 6 認定第 5号 平成30年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7 認定第 6号 平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8 認定第 7号 平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9 報告第 7号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第10 報告第 8号 平成30年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第11 報告第 9号 平成30年度有限会社 あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について
日程第12 報告第10号 権利の放棄について
日程第13 同意第4号 あさぎり町副町長の選任同意について
日程第14 幸野溝・新幸野溝幹線用水路改修に伴う陳情書について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第 1号 平成30年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 認定第 2号 平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 認定第 3号 平成30年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 認定第 4号 平成30年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 議案第26号 平成30年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 6 認定第 5号 平成30年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7 認定第 6号 平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8 認定第 7号 平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9 報告第 7号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第10 報告第 8号 平成30年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第11 報告第 9号 平成30年度有限会社 あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について
日程第12 報告第10号 権利の放棄について
日程第13 同意第4号 あさぎり町副町長の選任同意について
日程第14 幸野溝・新幸野溝幹線用水路改修に伴う陳情書について
-

午前10時 開 議

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 認定第1号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、認定第1号、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） おはようございます。補足説明をいたします。まず、11日の説明の時にですね1番議員から今回導入する防災ラジオで議会中継を流せないだろうかという質問がございました。現状の防災システムと連動するため、屋外のラップと連動いたしますので、難しいのではないかと回答をしてそれでもどうかならないかということで調査しますと回答しておりました件についてでございますけれども、結論は難しいできないということになります。理由といたしましては、そもそもの今回の防災ラジオについては、文字を音声変換して音声として流すものでございます。ですので、音声そのまま流れるものではありませんので、議会の音声を文字にすることがまず今のところ難しいということですので、今回のシステムのほうでは流せないというような結論でございます。私も回答する前にですね早めに気づけばよかったんですけども、失念おりましたので申しわけございません。次に14番議員からの質問でございます。公債費に含まれる交付税分については、借入金としない考え方によって、広報紙等の説明がわかりやすいのではないかと質問の中で、30年度の元利償還金のうち、交付税に含まれる部分と、30年度末の起債残高のうち普通交付税の中に含まれる部分はいかほどかということでありましたので、資料を作ってまいりました。左側が平成30年度の普通交付税の需要額の方でございます。元利償還額が12億7,739万円で、交付税措置されている額が10億3,201万1,000円でございます。約81%ということで交付税が来ているということでございます。右側でございます。30年度の期末残起債の残高のうち、普通交付税の需要額はどれだけかということでございますが、これにつきましても、合計欄でございますが、104億8,933万3,000円のうち、この場合は実際の交付税措置額につきましても、元金と利子分という形で利子分のほうにも入ってくるんですけども、元金だけということございまして、元金だけでも84億9,283万円が措置されると、これも81%ぐらいというぐらいの感覚でございます。財政担当といたしましては、交付税措置はありますが、起債借金という部分につきましてもですね、財政に関する各種報告等の数字これについてももう起債という形ですね、全体額を借金というふうにみなしておる数字で報告する部分でありますので、そういった形で報告させていただいておりますが、もう少しですね、言われましたようにわかりやすい表現も考えていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他に。税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） それでは、今資料をお送りしましたが、6番議員よりふるさと納税に係る税控除について質疑がございました。資料の下の枠のほうですけども、年度比較を載せておりますが、平成30年度が税控除が274万4,129円、対象者が62名、平成31年度が税控除が346万745円。対象者78名で、年々増加傾向にあります。次に、12番議員のほうから固定資産税の滞納者についての質疑がございました。この件につきましても、個人が特定できるような資料の提供はできませんので、階層別の滞納者数と、合計滞納額のみを提示とさせていただきます。また滞納処分につきましても、個別の案件について説明することはできませんが、滞納額の大小にかかわらず、督促状催告書を行っても納付の

意思が見られない場合には財産調査を実施し、厳正に差押えを行っているところです。差し押さえる財産等もなく、特別な事情でどうしても納期限内にすることができない困難な方には分納誓約を交わし、年度内納付に努めてもらっているところでございます。今後もまじめに納期限内のほうを行っていただいた方への公平性を保つためにも、適正な徴収に努めたいと思っております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） おはようございます。12番議員からの生ごみ堆肥化によります事業効果と広域行政組合負担金につきましての追加答弁をさせていただきます。生ごみ収集堆肥化事業につきましては、平成24年11月より開始をいたしまして、24年度末で5行政区の協力により、生ごみ20トンを集めました。これを相当するごみ単価キロ当たり36円となりますので、換算いたしますと約72万円の削減となります。経費の収集運搬費と処理費用が合わせまして、約75万円ほどかかっておりますので、約3万円の町負担となっております。その後、平成26年度末に現在の14行政区とそれから26年10月から事業所の協力もありまして、生ごみ収集量は175トンと増加いたしましたので約630万円の効果となっております。かかりました経費が760万円ほどでしたので、差し引きまして、約130万円の町負担となっております。30年度におきましては事業所からの排出量が増加いたしましたので、生ごみ収集量が約384トンで負担金で換算いたしまして、1,382万円の効果でございます。運搬費処理量の経費の合計が1,225万円でしたので、およそ157万円の事業効果が出ているところでございます。しかしながらクリーンプラザに持ち込む可燃ごみ量は、増加の傾向にございまして、前年度より55トン増え換算いたしますと198万円の増となっております。広域行政組合の負担金につきましては、御説明で申し上げました赤池ごみ処理施設関係になりますが、均等割人口割がそれぞれ10%、利用実績割80%の負担割合となっております。負担金には排出のごみ量がかかわってきますが、30年度におきましては、赤池ごみ処理施設施設債元利償還金の減額によりまして負担金も減額となっておりますのでございます。クリーンプラザにつきましては平成29年度に、さらに15年間の稼働延長の覚書が締結されましたので、今後は維持管理費や設備機器の補修費が増大傾向にあるため、今後は負担金の増が見込まれるところでございます。町としましては引き続き排出ごみ量を少しでも減らすために、この生ごみ堆肥化事業には、今後も取り組んでいきたいというふう考えておるところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに補足説明はありますか。教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 議員の皆様おはようございます。9月11日に14番議員より教育委員会評価委員会についてお尋ねがありましたので、追加答弁させていただきます。まず学校におきましては、いじめ防止対策推進法第22条により、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織といたしまして、各小中学校ではいじめ不登校対策委員会を設置しております。定期的にも開催しております。なお、熊本県いじめ防止基本方針では、必要に応じて専門家等の外部専門家の参加を得て対応するとありますので、町内の各小中学校では複数の教職員で組織が編成されております。委員会では、主に心のアンケートの実施分析、それから日ごろの子どもたちの様子と、日ごろの実践等について協議をしております。また、同法第34条での学校における評価では、学校教育施行規則第66条により、まず教育方針教育目標、確かな学力、豊かな心、健やかな心、美しい環境の領域で評価をします。その結果をまず保護者等に公表し意見をいただくというふうな流れで取り組んでおります。いじめ不登校につきましての評価は生徒指導に属しますので、教育委員会評価委員会では、生徒指導上の諸問題については、学校家庭地域及び関係機関が連携し、解決に努めの実践事項欄に記入をしておりますが、これでは評価委員さんにとっては学校の実践状況がわかりにくいというふうに思っておりますし、また意見要望等もコメントしづらいのではないかなというふうに思っております。今後は、評価委員さんの学校訪問、あるいは事前に評価委員さんへの説明またはわかりやすい表記というこ

とも今後検討していきたいというふうに思っております。今後もこの評価をもとに、子ども一人一人に寄り添った教育活動等の推進に生かしていきたいというふうに思っております。議員の御指摘本当にありがとうございました。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） おはようございます。11日の決算の認定の際の3番議員から学校の清掃業務委託についての御質問がございました。その際にですね、窓それからトイレ、体育館の業務を委託するという答弁をさせていただきまして、その中で体育館については1年置きに清掃するというふうに答弁いたしましたけれども、トイレと体育館を1年ごしに行っております。そして、窓については毎年度委託をしているというところでございますので訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 他にありませんか。補足説明が終わりましたので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） 10番です。85ページの道路施設等維持管理作業員派遣業務委託料、それから道路維持委託料ですね、それに除草管理ということで87ページの県の河川除草委託料までちょっと関連するのかなと思いますけれども、建設経済常任委員会所管課分の審議のときにお二方の議員から質問がこの件にあってあっております。町民からの要望に対する優先順位の考え方とか、機械の導入とか、さまざま質問、それから要望が上がっております。このことは、町道の除草管理がですね、町民の大変あの身近であって大きな問題課題だととらえてほしいと思っております。今現在この除草作業は、延長が数百キロの町道、それから河川の堤防残念ながらこの作業は追いついていないというのが現状であると認識をしております。ということでですねこれからは農業支援センターの話もあったと思いますけれども、アーム型草払い機この機械をうまく利用していくのが1番いい方法だと思っておりますけれども、いずれにしてもですね、こういう今回は平成30年度の決算です。来年度、令和2年度に向けて、どうしてもこの除草作業というのが今現在要望に追いついていないという状況を考えますと、どうしても来年度に向けての予算措置、予算の増額がやっぱり必要になってくると思いますけれどもいかがでございましょうか。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、おはようございます。建設課です。町道及び河川関係の除草につきましては、なかなか計画的にやれていない部分があるかと思っております。で、一昨年からですか、除草の対応につきまして、例えばその薬剤を使った除草剤、とかもうまく使えないのかという御質問をいただいておりました。うちのほうからとしまして、各種除草剤等も調べてみました。環境に優しい除草剤とかもありましたのでそれも検討したところですが、なにぶんそれを使いますと、環境には優しいんですが草が枯れるということであれば作物も枯れてしまうということで、ちょっと難しい問題かなと思っております。ただ除草剤につきましては再度またいろいろ調べましてですね、使える場所があればそれも計画的に使うように検討したいと思っております。また議員からございましたとおり、なかなか追いついていけない部分につきましては、いわゆるアーム型に委託してですね、実際今もやっておりますが、そういうのまだ増えてくるかなと思っておりますので、その場合やはり予算的なものも必要かと思っております。これも財政のほうと協議しながら、予算的にお願ひすることがあればそれに合わせていきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） はい、アーム型草払い機につきましては農業支援センターがですね、個人からの要望の部分と、そういう建設課からの要望の部分をもっと調整しながら動かしているということでありますよね。はい、そういうことは農業支援センターから聞いております。そういったことでですねあそこをうまくアーム型草払い機を使うことで、作業員さんたちの真夏のあの重労働のですね、ああいう重労働で、

本当に熱中症の一步手前ぐらいまで頑張っておられると見とってから思います。これ実際にも見とってからです。本当に思うとつとですよ。そういったことを考えて、そしてまた今の追いついてない状況を考えますと、極端に言えばですね農業支援センターのアーム型草払い機とは別に、ああいう機械を、例えば先ほどいろいろの議員の方からもヒントがありますけれども、ユンボウの先につける機械もあるそうですね。そういったのを町で買って、例えば、建設会社にリースでありますよね、貸してでも、それを使ってもらうとかそういうことでもできないだろうか。いずれにしても、とにかく予算が伴うことでありますので、そういったところですね前向きにとらえてほしいと思っておりますけれども、町長いかがでしょうか。

◎議長(徳永 正道君) 町長。

●町長(尾鷹 一範君) おはようございます。今永井議員がおっしゃること本当に町道の草払いがやはりこう遅れてきている。それにはやっぱり人手不足というもの、あるいは高齢化、そういうものが影響していると思います。そういう中で、やはり機械を使って行うことで、安全性も高まるし、また暑い中での熱中症とか、そういう予防にもなりますし、作業の効率も図られると思います。そういう観点からですね、担当課と協議しながら、また私も現場の作業員の人たちの声も聞きながら前向きに検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

◎議長(徳永 正道君) 他にございませんか。市岡議員。

○議員(2番 市岡 貴純君) はい、2番市岡です。国民健康保険の特別会計もよろしい総括の中でよろしいですか。また後ほどいたします。

◎議長(徳永 正道君) 他に。ありませんか。皆越議員。

○議員(11番 皆越 てる子さん) はい、11番皆越です。64ページの、健康ポイント報償費について伺いたいと思います。昨年の決算ではですね、45万円になっております。予算は60万円でございます。で、今年のですね広報紙5月号のこの健康ポイントについて記載されている文面があります。健康ポイントでお買い物券もらえますというようなこの広報紙があります。そこでですね、この健康推進課、高齢福祉課、新たに教育課も参加いただきましてこのポイントがつくようになったというようなことで理解しておりますけれども、今年度もですね、60万というような予算をつけてあります。昨年度は45万円の決算だったのに、60万予算をつけてありますのでその辺のところの、御回答をお願いしたいと思いますとともに、100歳体操がですね、地域サロンに入るのかどうかあということ、ちょっと町民にとっても見づらいところがあると思いますので、100歳体操がどこに入るかちょっとお尋ねしたいんですけど。

◎議長(徳永 正道君) 健康推進課長。

●健康推進課長(松本 良一君) おはようございます。健康ポイント事業につきまして、予算は60万で執行が45万ということですが、これは商品券の購入代金として45万2,000円使ったということですが、理由としまして、平成28年度からサロンポイント、サロンとかいきいき100歳体操でのポイントもですねこの健康ポイント事業に加えるというようなことになっておりますので、またポイントの商品券に交換される方も増えてくるのかなというようなことで、45万円予算組んでおりましたけれども、実質交換される方がそれに満たなかったというような状況でございます。それから、いきいき100歳体操の件ですが、これにつきましては、サロンポイントと一つの同じ事業というようなことでとらえておまして、1人につきひと月1ポイント付与というような形になっております。サロンに1回行かれて、いきいき100歳体操に1回行かれても、1ポイントしか付与しないというような形をとっております。

◎議長(徳永 正道君) 皆越議員。

○議員(11番 皆越 てる子さん) 説明はわかりますけれども、この広報紙に書いてあるのはですね、地域サロンに1ポイントというようなことで表示してありますので、町民の方には月に何回行っても、いいの

かなっていうちょっと誤解を招くんじゃないかなというこの懸念がしましたので、この広報紙も一応持ってまいったわけでございます。それとですね、このお買い物券が500円出ますけれども、このですね、あさぎり町スタンプ会の加盟店がですね、ちょっと一覧表書いてありますけども、ちょっと以前あったところがなくなっておりますので、ちょっともう少しふやしていただきたいという住民の声でもあります。例えばですねヘルシーランドに行くのに使われないかなとか、タクシーに乗るのに1回使えないのかなあというようなことも聞きますので、あさぎり町スタンプ会加盟店のですね、ちょっともう少し幅を広げていかれる考えはないんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） 先ほどの広報紙の件につきましては、ちょっと紛らわしい点があったということですのでそこら辺をもう1回修正してですね、また広報紙に載せてみたいと思っております。それから、商品券の使用できるところが1カ所1番大きなところがですね、この会員から脱退されたというようなことで、使えなくなっている状況でございます。そういうことで、私たちとしましてはですね、それにかわるものとして町内の飲食店であったり、スーパーであったり、温泉施設であったりですね、それとタクシー、等においてですね、使用できるように今交渉を行っている段階でございます。目安としては来年度ぐらいから使用できるようにですねしていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） わかりました。これ見出しもですね、健康ポイントでお買い物券もらえますというようなことで表示してありますので、町民の方はですね、これは健康づくりでご褒美をというように足を運ばれておりますおられると思いますので、その点のこともよろしくお願ひします。あわせてですけども、このあさぎり町健康ポイントカードがですね、この、わかかもん健診とか健診のですね、受診率をアップするために使われたもともとの健康ポイントだと思ひます。ここの後ろに書いてあるのがですね、がんセットとかウオーキング大会とかわかかもん健診って書いてありますので、一応幅が広くなりましたよね。健康推進課とか高齢福祉課、教育課もあわせてですねこの表示もですね、ちょっと小さくてちょっと見えにくいもんですから、この辺のところの御検討もお願いしたいんですけど、いいでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、ありがとうございます。この辺の見直しにつきましても、またこちら検討させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。私は今回の決算書を見まして、庁内全課にわたってですね、膨大な委託料というものが掲載されているところにちょっと気がつきまして、お話をするところなんですけど、この各課の委託料、それぞれの課で予算要求見積り入札契約そして支払いに至る膨大な業務をされていると思ひます。これらをですね、1契約に集約することで、包括施設管理業務というのがですね、業務委託というのが今いろんな自治体で行われようとしているようなんですけども、町としてはこの委託に関してはどのような感じでこれからを考えていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。はい、包括監理契約につきましてもの御質問ですが、議員おっしゃいましたとおり、もう全国の自治体でそれに向けて取り組んでる、検討も含めて取り組みを始めている自治体が多くなってまいっております。あさぎり町におきましても、予算編成する際に、そういう委託が統一一括にできないかというものは当然検討すべき事項としております。しかし、それぞれの特に施設の維持管理費にあつては、につきましては、実施する時期がもう一時期に集中するとか、いろんな課題等

もございました。ということで、現時点においてもそれぞれの所管課において委託を発注しているものでございます。しかしながら、やはり行財政改革の一環としては財政支出を抑えるというものも目的としておりますので、単年度契約を複数年契約にすることで、さらに経費が削減できる。そういうものも予算編成の中では検討し進めているところでございます。今後、施設の管理費につきましては、やはり経常的に支出するものでございます。先ほどありました同じ業務を一括して発注する方法、複数の施設に対してです。それと、一つの施設を一つの業者さんに総括して委託する方法、いろんな包括的なやり方がございますので、先進地の事例等を見きわめながら、今後も検討していきたいと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、検討をされてるということでですね、他の自治体もいろんな成功例もあると思います。これは地元業者のかかわり方発注の仕方いろんな問題があるので、ハードルが高い、実現性に乏しいとかですねそういう見方もかなりあるようなんですけれども、実際に千葉県の流山市なんかでは、年間1,000万の保守管理の相当額、そして業務量としては年間500万円ぐらいのですね削減になってるということで実績を出しているところもたくさんあると聞いておりますので、ぜひともですね、町長がおっしゃってました事業推進室というのを設置されますので、そういう中でもですね、こういう包括管理業務委託について、これからの検討をお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、私も今日ちょっとここに来る前に時間がありましたので、総合計画を読みましたところ、業務の省力化、それからスピードアップまた経費コストの削減などで委託をするというような、計画が掲載されておりました。一括で包括して1カ所をお願いしたいのいいのか、あるいはここにお願いしたいのいいのか、それはやはりそのソフト次第だと思うんですね。使う人から見て、非常に効率がよくて、そしてやっぱり入力ミスが少ない、そういうようなソフトをやはり選ぶところがやっぱりあるんじゃないかと思います。ですからそういうところはもう現場の声を聞きながら、また私たち管理する側もですねそういうような効率的で入力ミスが少なく、そして経費的コスト的にも削減されるようなソフト、そういうものを使っていくべきで委託していくべきではないかと思います。また議員が聞かれました事業推進室の中では、その辺のところまでは今計画はしておりません。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） 6番です。30ページ目2の節14、その中で、例規データベース使用料についてお尋ねします。この例規データベース使用料153万円ほどですけども、これは毎年これだけかかってくることになるわけですが、内容をまず詳しく説明ください。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 使用料につきましては、これはもう毎年度支出している項目でございます。その内容といたしましては、すべての町が策定している条例規則要綱要領等をデータベース化をしてすべての職員、またはそのホームページの公表等を行っているところでございます。そして、策定しております規定等につきまして、当然改廃が生じてまいります。その改廃する際の事務処理、その中のシステム、データベースの中で行うというものでございます。そして、それを、必要な時期に更新をしていくというもので、町が使っております例規規定等についてすべてこの中で管理をしているものでございます。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） そうですね、これあたりを例えば、我が町の例規集のデータベースを地元ですぬ印刷屋さん等をお願いして管理するということはできないものか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、説明不足のところがありました。従来、この例規につきましては、例規集ということで、印刷物で対応しておりました。現在もその取り扱いは行っているんですが、今回このタブレットを導入したことによって、50冊弱を作成しておりました例規集を5冊まで削減をいたしました。ということで、もう印刷するものはかなり減らしております、すべてデータベースといいますか、タブレット等で確認するというようにしたものでございます。

◎議長（徳永 正道君） 久保委員。

○議員（6番 久保 尚人君） すいません。そこところは理解しております。えっとですね、このデータベースだけでもですね、地元のもう印刷屋さんあたりでもできる事業であると思うんですけども、そういう部分で地元の方々にやっていただくことでこの費用を削減するというのは難しいのでしょうか。ただこの場合に、例規集のほうデータベースの使用料に、うちの町以外の部分の検索等も入ってくるというところがあればまたですね別でちょっと検討する部分が出てくるかもしれないですけど、そこも含めて。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、このデータベース使用料の中には、先ほど言いました改廃のシステムも含まれております。改廃する際には、上位法であります国の法律または政令等を確認しながら進めることが必要であります。現在この使用料している際に使用料しているシステムの中で、現在の国の例規放棄ですね、について確認することもできますし、その改正状況等も逐一情報として入手するものでございます。ですから、国の動向におくれることなくといいますか、速やかに対応するためのシステムの一つでもあります。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） 今の答弁でこのデータベースには国の法律からすべてが検索できるようになっているということです。であればなかなか、自分とこだけを変えてもうまくまわしていくことはできないかなと今感じたところでした。はい。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、国における法令、規則政令等すべて検索できることになっております。ただ、他の自治体につきましては、このシステムではみれませんので、他のこれは他のシステムになりますが、都道府県の情報共有システムといいますか閲覧システム等を使いながら行っているところでございます。国につきましてはすべて見ることができます。

◎議長（徳永 正道君） 他に。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい、12番小見田です。1点お伺いいたします。資料はですねページ19ページと119ページに関連することで、財産貸付収入それから財産に関する調書に関連することです。ただいまこの財産に関する調書の中にですね、財産の普通財産等にですね有休出荷している施設、土地等ですね、今の管理状況はどうなのか。その利用状況の把握とその現状、管理の状況はどういうふうになっているのか。また、今貸し付けをされておまして、その中においてですね使用状況を内部のですね、の把握ができていますのか、利用者との協議等は定期的に行われているのか。ということに加えたいと思います。なぜかと申しますと、どことはまだ言いませんけど全般的にですね、そういう遊休化した土地とかに対する管理がちょっと行き届いてないようなところがありますし、施設の内部ですね、その利用状況が、契約のときの用途とちょっと外れているようなことがあるのではないかとということをお伺いしますので、そういうところが適宜管理されているのかということをお伺いし、該当ですね起業していただいているような遊休完全な遊休とは申しませんが、一部利用の施設がございましてそれを貸付収入としていただいております。その際将来的に古くなった建物の1階を使ってですね将来地震とかいろいろ火災とか、管理側の瑕疵による損害を受けた場合の弁償問題とか、そういうことに発展する可能性がありますので、やはり

ずっとそういうことをやり続けるのであれば、耐震だとかいろんなことについての投資をしていかなければならないと思っております。今後の総合計画とか、それから第4次となりますけれども行革プラン、そういうところの老朽化施設の耐震いろんな装備ですねそれを盛り込んでいくのか。その辺のところについてですね、やはり協議をしないと、やはり将来に見据えた財務上の負担を見過ごす場面もあろうと思えます。総合管理計画ですねちゃんとそういうところも今後やってまいりますけど、その入っておられる企業さんとのですね協議等も必要であるし、その将来性がないのに投資をすることも言わない。だからそこ辺のところがあって、もしそういうことであるならばもう今からそれに備えた計画を持ってこの決算にもそういう形があらわれてくるのが当然と思っておりますけど、いかがお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、町の財産、その中の普通財産の中で遊休地の取り扱いについてですが、遊休地の総面積がどれだけあるっていうのは手持ちがございませんので、ちょっと答弁することができませんが、その土地につきましての管理は当然町が行う必要があると考えているところでございます。しかしながら、相当の力所、面積等もございまして、管理が行き届かない、草の繁茂であったりしていることは事実でございます。それにつきましては適切な時期に定期的に行うということで進めてまいりたいと考えているところでございます。また、貸し付けております物件、財産につきましての、借りていただいている方との連絡調整というものは、事実なかなか定期的にはできていないのが現状でございます。何か事案等が発生した際に、双方から協議等をお願いして行っているものでございます。ただ、契約を更新する際につきまして、いろんな今までの状況であったり課題等あたりを確認しながら更新等を行っているものでございます。それと、そういうことから、実際の用途とは違う使い方、そういう情報町のほうには入っておりませんがあった場合等についてそれはもう、当然課題となるものでございますので、そういうことがないような対応をとるということを進めてまいりたいと思えます。今後、当然今使っていただいている方、一部でありますが使っていただいております使えない部分、雨漏り等でもう使用困難な部分、そういう施設もあるのも事実でございます。現状そこにつきまして計画的に改修を行っていくというのが具体的に定めておりませんが、委員おっしゃいますとおり、今後の企業の方、使用者の方との打ち合わせの中で将来のその方たちの考えを踏まえて、町もどのようにその施設を管理していくか。今後策定する個別計画の中で、やはり十分に確認していく事項と考えております。これにつきまして、決算の中で財産調書としてあらわすのはなかなか難しいものがございます。しかしながら行財政改革、行革プランもしくは財政計画等には当然踏まえていく事項だと考えるところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 公共施設の総合管理計画で、将来の負担というのは、建物の更新とか、いろんなことのハード的なもので、それのところの将来のやっぱり危機感をうたっておりますけど、もう1遍さっき言いましたようにそういう施設の中において、何か人事的な損害をこうむられた場合の町負担というのを莫大なものになる可能性だってあるわけで、そういう事例を1回聞いておりましたですね、非常にそれのところもやっぱり考えられた今後の財政の見通しといいますかそこ辺のところも今後の決算予算の中に生かしていただきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。当然貸手町の責任が問われる、瑕疵に対する責任は問われるものでございます。その責任を担保するために、きっちりとした施設の確認といえますか、今後の将来像も見きわめなければならぬと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。

◎議長(徳永 正道君) これから認定第1号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定をいたしました。

日程第2 認定第2号、

◎議長(徳永 正道君) 日程第2、認定第2号、平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長(徳永 正道君) 市岡議員。

○議員(2番 市岡 貴純君) 2番市岡です。先ほどは大変失礼いたしました。1点お伺いいたします。ページ8ページ、県支出金の節2、保険給付費、支援金特別交付金の中の保険者努力支援分に関してです。こちらですね、今年から30年度から県のほうにすべて移譲になって、その分のプラス努力をした分だけを別に交付しますということがあっておりますが、この件について、このハードルが実際されて見て高かったのか、そして目標とされている金額と、今回の成果としてどれだけのものだったのかをまず伺います。

◎議長(徳永 正道君) 健康推進課長。

●健康推進課長(松本 良一君) はい。保険者努力支援制度につきましてですけれども、獲得した点数からいきますと、満点が850点満点でございますけれども、その中で583点というようなことをやっております。県内の45市町村の中では7番目に高い点数ということになっております。その中でですね、あさぎり町のほうが多くとれているポイントとしましては、特定健診や保健指導の実施率、それから糖尿病等の重症化予防の取り組み等においてはですね点数をいただいております。それと個人のインセンティブといえますか、健康ポイント事業もあさぎり町行っておりますので、そういったところでも点数をいただいているところでございます。もうちょっと足りないというところとか、収納率につきましてはですね、満点が100点なんですけれども、これについては50点ということになっております。被保険者数ごとに目標の収納率っていうのが決まっておりますけれども、それは、目標数値が96.72%ですけれども、あさぎり町の場合は97.53%というようなことで、それよりも1ポイント近く高い数値になっておりますけれども、それと加点される項目がありまして、前年度よりもさらに1ポイント高くなると加点が25点もらえるとかですね、そういったありますけれども、もともとあさぎり町が収納率高いもんですから、なかなか1ポイントあげるのがちょっとその辺ちょっと厳しいというような状況になっております。以上です。

◎議長(徳永 正道君) 市岡議員。

○議員(2番 市岡 貴純君) はい、30年度から始まりましたこの事業ですけど、保険関係はですね、恐らく私もちょっと携わってないのわからないんですよ。職員の方さうとう複雑なシステムの中で動いていらっしゃると思いますので、もちろん負担をかける部分もありますけれども、こういったですね健康保険に関することで努力をしていただければ加算ができるということであればですね31年度も、今回の分を30年度しっかり精査されて、今度は上げていただいてですね加算になるような努力をしていただければと思います。今のところであれば、30年度は目標達成したとみなしてよろしいんですか。また31年度に上乘せをしたいとか、そういった努力目標というのにつなげていらっしゃると思いますか。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、目標達成したかどうかというのは、どうなのかなと思いますけれども一応県内順位からいくと、合格点ではないかなと思っております。職員のほうもですね事務職と保健師、栄養士おりますけれども、協力し合ってこの事業に取り組んでいるところでございます。今年からですね特定健診の受診率を上げようというようなことで、かかりつけの医療機関でも特定健診を受けられるようにしております。今年が町内の医療機関だけなんですけれども、来年からはこれを県内の医療機関でも特定健診を受けられるようにですね、これ県のほうでもですね、制度やっついこうというようなことで進めておりますので、そういうことで、目標としましては、今現在特定健診の受診率が57%台なんですけど、これ60%ぐらいまでもっていきたいというような思いでおります。

◎議長（徳永 正道君） 市岡議員。

○議員（2番 市岡 貴純君） はい、ここを上げるにはさまざまなサービスそして手だてをですね考えられると思いますので、これからもですね、頑張ってください、ただし職員に極度な負担がならないようですね、サービスの向上に努めていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） ありがとうございます。満点をとろうということで頑張るとですね、かなり職員の負担も大きくなってまいりますのでですね重点ポイントをですね絞りましてそういったところで取り組んでいきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これから認定第2号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

日程第3 認定第3号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、認定第3号、平成30年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これから認定第3号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

日程第4 認定第4号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、認定第4号、平成30年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 5番橋本です。ページ14の目2、一般介護予防事業、13委託料、地域介護予防活動支援事業委託料の中に103万3,727円とあります。不用額調書の地域型サロン町内全行政区で52区、の中の50区となっておりますが、現在その地域サロンはどんな形があるのかをまずお聞きします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 現在の地域サロンの開催状況をという御質問につきまして、ご返答申し上げます。現在いきいきサロンは、50行政区、56会場で開催をされております。開催参加されております延べ人数が5,466人、延べ回数が427回となっております。また、いきいき100歳体操につきましては、23行政区、25会場で開催されてきて、8,212人、延べ回数41回というような開催をされているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 今説明ありましたが、今いきいきサロンにしても100歳体操にしても地域の高齢者の人が参加されてますよね。この場合は今後は10月1日からデマンドタクシーが出てきますが、まずはですねデマンドタクシーにも乗れない、乗れないておかしいですけど、乗れなかつたりする人がおったときにですね買い物支援ですよ。地域にサロンをされるんで、そういうサロンの時期に、例えばそうですね、買い物を品物を持っていただいて、そこで買い物できるようなシステムの構築ちゅうことはできないんじゃないかね。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） いきいきサロンへの移動販売支援は考えられないかという御質問につきましてですね、今現在町内町外事業合わせまして9事業者が注文された品物をですね、自宅や集会所まで配達する買い物支援を実施されております。以前はその中の業者の中ではサロン会場での販売をされていた事業者もおられました。収益の関係上で、現在サロン会場での販売を中止されたような状況でございます。ただ事業者に聞きますと、事前にですね注文いただければ、サロン会場まで配達するとのことでございます。また今現在、町内で移動販売をされている事業者は3事業者がおられます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） できればそういう形で買い物弱者をなくしていただくのがいいと思いますのでよろしくお願ひします。またですね、いきいきサロンの中でですよ例えば振り込み詐欺の問題とか、高齢者の免許返納の問題とか、災害時のですね、いろんな避難のこととか、そういう意識づけのことをですね、いきいきサロンの中で高齢者が1番災害とかそういうのになった場合はですね、1番意識してもらうとが重要なことだと思いますので、そういうことをですねこのいきいきサロンの中で、できればやっていたければと思います。今現在そういうことはしてますか。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） いきいきサロンで高齢者への啓発、活動はどうしているのかということでございますが、今言われたような詐欺、オレオレ詐欺に対するもの。もしくは防災に対するもの、そういうものにつきましては、出前講座、会場の要請があればですね、講師の方を派遣いたしまして、そのメニューに沿ったところでの教室を開かせていただいているような状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これから認定第4号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。これで10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 議案第26号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、議案第26号、平成30年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 5番橋本です。今回ですれあの維持管理のことでちょっと伺いますが、先般ですれ建設経済委員会で町内のですね、浄水場の現地調査の中で、行かしてもらいました。そしてですねその中で、水道の水源地まで行って、1番そこまで行くまでの距離とかですね職員さんが週2回ほど雨が降ろうが何しようが行かると聞いてですねとてもですね水の大切さ、水がひねって蛇口ひねれば安心安全の水がひねただけです。そういうのが当たり前というのじゃなくですね、こういう水がこういう形になっているということをですね、やっぱり上水道にしても下水道にしてもしかりですが、やっぱり週間ですね下水道週間とか上水道週間があるときにですね、そういうやっぱり啓発っていうか、そういうことをやっていて、将来的にはですね皆さんにわかってもらうことが必要かと思いますが。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。大変ありがたい御指摘をいただいたものと考えております。水、大変重要なものですが、多くの町民の方々は、例えばその水がどこから来て、どのようにつくられているのかとか、そういったことはなかなかその知っておられないのではないかと考えております。これ議会におきましても、何度も御指摘いただいとございますが、町のほうの私たちのPR不足ということもそういった面も大変大きいのではないかと考えております。今回の建設経済委員会の中で、現地調査ということで、水源地まで見ていただきましたのも、ぜひ上下水道課の業務の一端というものをごらんいただければということで、御足労を願ったところでございます。水の大切さというものを御理解いただくには、そういった水道の現状とか、自分たちの業務内容につきまして積極的にお知らせしていくと。そのような取り組みが重要であるというふうに考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） そうですねやっぱり予算とってもですねこういうことをして、また教育のほうでもですね子どもたちにもですね水の大切さ、水がどっから流れてきてこうなってます。いろんな人が携わ

ってこういう水、安心安全の水が出ているということですね教えていくことが将来ですね、やっぱり地元に残ってこういうことできるとか、そういう思いがありますんで、できればそういうことをですねやっていただきたいと思いますんで、教育長考えをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、本当にこう貴重な意見ありがとうございます。大体あの小学校4年生では社会科見学におきまして、幸野溝、等のサイフォンというのがありますですね、そういうところの見学を通してやっぱり先人の偉大さを知るとか、あるいは今言われました水源地に出向いて、そして水が本当にすばらしい水が毎日いただけるっていうような喜びを学習することで、さらにその地域を理解し、そしてやっぱり地域を誇りに思うような子どもの育成にもつながっていくというふうに思っておりますので、今後ともこの社会科見学等を通した地域理解ということを進めていきたいというふうに思います。ほんとにあの貴重な意見ありがとうございました。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 大事な水ですんで、今後ですねそういう取り組みをしていただいて、地域の皆さんにも理解をしていただいて、安心安全な水がですね、続いてつながるような形をとっていただければと思いますんで。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、6月議会一般質問におきましても、御指摘をいただいておりましたけれども、今水道週間というものがございますので、できればぜひそのような時期に、広報紙等に特集を組ませていただくとか、そういった取り組みをやっていければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、橋本議員言われるようにですね、業務内容を町民の人に知ってもらうような取り組みは必要だと私も感じてます。今教育長のほうからありましたように学校ではそういう取り組みをされてます。また、町民一般町民に対してもですねそういうような業務内容を広報する。ただ広報紙だけじゃなくてですね、いろんな取り組みも考えていきたいと思います。先ほど市岡議員のほうからも、取り組みに対する成果に対しての言葉もいただきました。そういうふうに職員も頑張っているわけですので、その成果をやはり町民に知ってもらうような方法も考えていきたいと思いますので、またそれについていろいろとまたアドバイスをいただければと思います。ありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） あと一点お伺いします。審査意見の中にもありますけど28年度と比較しまして29年度30年度財務指標といいますか固定資産構成比率とか、固定負債比率、それから営業収支費等がですね急激に大幅に悪化しておりますが、去年は料金改定もあって、2%は改善したものの、28年以前とすると非常に悪化の一途を辿ってるなという感じがするわけですけど、これが簡易水道の特別会計との統合が一因と言われますけど、今後これに対する改善策をどう考えて、そしてまた審査意見の末尾にですね広報紙等で町民の皆様にも周知しておくことも、必要となるということでもございまして、ひょっとするとまた料金改定も考えてのことかと思っておりますけど、その辺のところをちょっとお知らせ願えればと思います。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。経営状況という点でございますが、確かに今御指摘いただきましたように、29年度以降簡易水道と上水道統合いたしまして、いたしました結果がこのような急激な数字面でですね、経営状況が悪化しているというふうになっているところでございます。監査委員のほうからも、町民

に周知すべきではないかというふうな御指摘もいただいております。今現在町のホームページにおきましては、経営比較分析表というものは掲載をしております、ご覧いただくようにしているところでございます。御指摘のとおり、今後ともですね、経営状況をお知らせしていくというは大変重要なことでは考えております。一方で内容としましては非常にわかりづらいといった面もございますので、どのような形でお知らせしていったがよいのかですね今後また課内でも検討させていただきたいと思っております。また下水道におきましても、一応今の水道施設の今後の改修の実施計画というものがございまして、今現在におきましても令和10年度には、料金の改定が必要ではないかというふうな見込みになっているところでございます。今後、今の施設の改修計画の見直し等も進めているところでございますが、極力今大変町内に水道施設多ございますので、長期的に見ますとですねなるべくそれを集約していくという方向で考えているところでございます。ただなにぶんそこにも非常に投資も必要になってまいりますので、今後そういったところをよく見きわめて対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 水源も試掘されまして良質な井戸も発見されております。水不足等のところもあるわけで、やはり今後それらをひいてですね住民サービスすることは当然の責務と思えますけど、このような財政状況において、さっきおっしゃるように多額の事業費を要するようなことを想定したときにですね料金改定だけで足りるのか。やはりあの一般会計の繰り入れ等もですね今後増えることも十分考えるべきかと考えたときにですね、そのところ一般会計と今からそのへんのところの協議も必要であって、さっき言いますように総合計画とか、いろんな計画が更新されるに当たってですねこのへんの数値の改善についても、その辺のところとの整合性をとってですね、連結決算でやはり一般会計のほうにですね、影響を及ぼさないような施策についても協議すべきと思えますけど、いかがお考えでしょう。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。現在でも改修の計画というものは、思っているとでございますが、その付近を今後、今の施設を維持管理していく場合と、またその新たにそういった施設を設けまして、運営していく場合と、そういった費用対効果というものをよく今後検討させていただきまして、また今後の少しでも経営改善につなげていければと考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これから議案第26号を採決します。本案は原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第26号は原案可決及び認定することに決定しました。

日程第6 認定第5号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、認定第5号、平成30年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これから認定第5号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって認定第5号は認定することに決定しました。

日程第7 認定第6号

◎議長(徳永 正道君) 日程第7、認定第6号、平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これから認定第6号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

日程第8 認定第7号

◎議長(徳永 正道君) 日程第8、認定第7号、平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これから認定第7号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

日程第9 報告第7号～日程第10 報告第8号

◎議長(徳永 正道君) 日程第9、報告第7号、平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてと日程第10、報告第8号、平成30年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてまでを関連がありますので一括議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 報告第7号、平成30年度決算に基づく健全化判断基準の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率をあさぎり町監査委員の財政健全化判断比率等審査意見書をつけて次のとおり提出します。報告第8号、平成30年度決算に基づく、公営企業資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく公営企業資金不足比率をあさぎり町監査委員の公営企業資金不足比率審査意見書をつけて次のとおり提出します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） それでは、報告第7号、報告第8号について説明させていただきます。まず、報告第7号、平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告ですが、わかりやすいと思われまので、審査意見書の下段の表で説明をいたします。最初に実質赤字比率です。これは一般会計等を対象にしました実質赤字の比率をあらわすものでございますが、計算方法としましては、歳入総額から歳出総額を引いて、それから翌年度繰越額を引いたもの、これが実質収支となりますけれども、この実質収支の標準財政規模に対する比率となります。国で定められた早期健全化基準というものがございまして、本町は14.28%となっておりますけれども、本町では赤字ではありませんので、ここには数字が上がってきておりません。次に、連結実質赤字比率ですけれども、これは全会計を対象にしたところで、実質赤字額、これは資金の不足額、これが標準財政規模に対してどれだけを占めているかというものをあらわしております。この早期健全化基準は19.28%となっておりますが、本町に置きましては赤字がありませんので、ここにも数値は上がってこないところでございます。それから実質公債比率でございます。これは一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。これは早期健全化比率としましては25%となっております。本町は8.5%でございます。基準内に入っているところでございます。それから、将来負担比率でございます。早期健全化基準が市町村の場合は350%と決められておりまして、将来負担額が標準財政規模等に占める割合を示す数字でございますが、本年度は本町の場合、将来負担額から充当可能財源を差し引いた値がマイナスとなりましたので、数字が上がってこないということになったところでございます。それから、続きまして報告第8号平成30年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてですが、こちらについても審査意見書の下段の表で説明をいたします。公営企業の資金不足比率でございますが、経営健全化基準というものがございまして20%の範囲内に入っているかどうかというのを見ております。対象事業としまして、水道事業特別会計及び下水道事業特別会計でございますが、本町の場合、いずれも黒字でございます。赤字が出ておりませんので、ここには数字が上がってないところでございます。以上、報告第7号、報告第8号についての報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第7号及び第8号を終わります。

日程第11 報告第9号

◎議長（徳永 正道君） 日程第11、報告第9号、平成30年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第9号、平成30年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成30年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について別紙のとおり提出します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、それでは平成30年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の貸借対照表及び損益計算書報告について説明いたします。2ページからです。3ページが、貸借対照表となっております。それでは貸借対照表ですが、まず資産の部の流動資産1,497万3,688円。詳細につきましては

は下に記載しております。固定資産が169万351円、右欄の負債の部ですけれども、負債の部の流動資産が780万8,399円。詳細につきましては、その下に記載しております。負債につきましてはゼロ、負債の部の合計が780万8,399円。純資産の部の資本金900万から利益剰余金のマイナス14万4,360円を相殺し、純資産の部の合計が885万5,640円、負債準備の分の合計が1,666万4,039円となります。続きまして、損益計算書ですけれども、4ページになります。1番右欄を読み上げます。売上高が5,389万8,798円。前年度比較いたしますと、509万3,794円の増です。次に、売上原価が4,186万4,803円。前年度比較いたしますと489万2,469円の増となっております。差し引き売上総利益粗利になりますが、1,203万3,995円となります。前年度比較で20万1,325円の増となっております。次に、販売費及び一般管理費が3,854万6,787円。売上総利益から差し引きますと、2,651万2,792円の営業損失となります。次に雑収入になりますが、ここに町の補助金委託料等が雑収入となりますけれども、2,605万1,564円。営業外費用がゼロ、以上経常損失が46万1,228円。税引き前当期純損失が46万1,228円。法人税及び住民税事業税、が7万1,000円。差し引き純損失が53万2,228円となります。なお、販売費一般管理費の内訳として、次のページに記載しておりますが、運賃が486万4,674円となっておりますが、やはりふるさと納税関連の運賃で326万円ほどかかっておりまして、前年度比較しますと、運賃全体で150万円の増額となっております。それと、下から6行目ですがリース賃借料につきましても、前年度比較いたしますと、150万ほど増額となっておりますが、これは販路開拓による賃借料、ブース等の使用料に増額となっております。なお、部門別につきましては、別添資料でつけておりますので、御参考にしていただければと思います。部門別につきましてはただいま資料として送りましたので御確認いただければと思います。以上で報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 借対照表の1カ所を伺いたいと思うんですけども、固定資産のところがありますけど、この固定資産の合計額の中には減価償却費の累積額は含んだ上の固定資産の金額でしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、固定資産につきましては、原価焼却費のみとなっております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） ということは減価償却費のみが固定資産ということでしょうか。固定資産の減価償却率は、固定資産減価償却費は100%ということで理解してよろしいでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、土地建物につきましてはすべて町所有となっておりますので、固定資産に関することに関しては、減価償却費のみとなっております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第9号を終わります。

日程第12、報告第10号

◎議長（徳永 正道君） 日程第12、報告第10号、権利の放棄についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第10号、権利の放棄について提案いたします。次のとおり権利を放棄したいので報告します。提案理由を申し上げます。権利の放棄について、あさぎり町債権管理条例第8条の規定により議会に報告する必要があるためです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、報告第10号、権利の放棄について御説明させていただきます。権利の内容、水道料金債権でございます。放棄する債権額等件数14件、債権額6万6,760円。放棄の理由としましては、あさぎり町債権管理条例第7条第1項第3号、破産法その他法令の規定により債務者が当該債権について、その責任を逃れた者が6件、同第5号債務者が住所不明により徴収見込みがないものが6件、同第6号債権が少額で取り立てに要する費用に満たないときが2件の計14件でございます。放棄の時期としましては、各案件放棄決裁の日となっております、全件平成31年3月26日の日決裁となっております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第10号を終わります。

日程第13 同意第4号

◎議長（徳永 正道君） 日程第13、同意第4号、あさぎり町副町長の選任同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第4号、あさぎり町副町長の選任同意についてよろしくお願ひいたします。あさぎり町副町長を次のとおり選任したいので議会の同意を求めます。令和元年9月13日提出、あさぎり町長尾鷹一範、住所 熊本県球磨郡あさぎり町上北1053番地 氏名 加藤弘。生年月日 昭和27年2月26日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町副町長を選任するために、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） 15番です。正直申し上げましてようやく提案されたなと思っております。当然私も含めて6月には提案されると思っておりましたので、これだけ就任されて4カ月余りたつわけですから、ほんと時間がかかったなと思っております。その間ですね、副町長不在の中で、執行部事務方におかれては大変御苦労されたのではないかとお思います。正直もっとスピード感を持ってやっていただきたいと尾鷹町長には期待していたところでもあります。そう思ったところでもあります。特にですね昨日の防災拠点整備調査特別委員会での議論で感じたところでもあります。やはり副町長がおられないということの私は少し影響があったのかなと思ったところでもあります。そこで町長に伺いたいと思うんですが、提案が遅くなった理由。そして、今後の町長の姿勢について伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、提案が遅くなった理由といいますのは、一言で言いますと慎重を期したというところなんです。まず、まずもって私自身が、まずこの行政に携わることになって、私がどういう姿勢で町政に臨むのか。あるいははどういう手法をやっていくのか、そういうところを議員の皆様初め、町民の皆さんたちにもまずお示しをしたかった、理解をしていただく期間が欲しかったということが一つでございます。それと私自身が副町長がいないことが最大の原因ですけれども、政治的な手法がまだ担当職員にいろいろ尋ねながらやっているというところもありまして、少し期間を置いて、そして万全を期してやりたかったというところがございます。これからの行政の方針ですけれども、副町長としてお願ひしました加藤弘氏は、行政経験も長く、また退職後も7年か6年半になりますが、現職を続けておられ、むしろ県の職員、臨時職員、あるいは人吉市の臨時職員として働いておられますので、いろんなところを見て聞いておられます。そうい

う広い見聞もまた利用活用しながら、私の補佐役として、あさぎり町の行政の推進にお手伝いをいただきたいと考えております。またあさぎり町にもいろいろ今取りかかっている懸案事項がございます。先ほど久保田議員のありました防災拠点作りだとか、ふるさと振興社の経営改善とか、いろんな問題がたくさんあります。そういうところに私もいろいろと取り組んでいきたい、また防災のことについても取り組んでいきたい、そういうためには、やはり副町長にしっかりと行政のお手伝いをしてもらいながら、私は副町長を通じてまたいろんなことを情報をもらいながら、総合的な判断をして行動していきたいというふうに考えております。よって、副町長と二人三脚であさぎり町の発展とそれから町民の幸せ安全安心のために尽力をしていきたいというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） あさぎり町は合併して16年まだまだですね、町の一体化になるためには、まだまだ道半ばだと思います。また問題もたくさん山積していると思っております。どうか副町長はですね、絶対必要な部署でもありますしですね、本当にこれだけ職員の数も多い中で、やっぱり是非ですね今後町長と副町長二人三脚でですね、今後の町政に携わっていただければと思います。よろしく願います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、ありがとうございます。皆さん方に御同意いただければ、二人三脚一生懸命になってまた町のために頑張っていきたいと思っております。私もあさぎり町を歩きまわって、地域それぞれの地域なりにいろんな特徴があると思っております。旧五ヶ町村のそれぞれの地域の特性を生かしながら一つのあさぎり町を目指して融和を図っていった大きな発展を目指してやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

◎議長（徳永 正道君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第4号を採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉じます。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は15人です。次に、立会人を指名します。立会人に1番、岩本恭典議員、2番、市岡貴純議員を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また白紙白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。岩本議員、市岡議員、投票の立ち会いをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 選挙の結果を報告します。投票総数15票。有効投票15票。無効投票0。有効投票のうち賛成票14票。反対票1票でございます。以上のおり賛成が多数です。

◎議長（徳永 正道君） したがって同意第4号、あさぎり町副町長の選任同意については同意することに決定しました。議場の出入り口を開きます。

日程第14

◎議長（徳永 正道君） 日程第14、幸野溝、新幸野溝幹線用水路改修に伴う陳情書についてを議題とします。朗読を省略し、これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから幸野溝、新幸野溝幹線用水路改修に伴う陳情書についてを採決します。本件を採決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、幸野溝、新幸野溝幹線用水路改修に伴う陳情書については採択することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、条項字句数字その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

◎議長（徳永 正道君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和元年度あさぎり町議会第5回会議を閉会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午前11時57分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年1月6日

議長 徳永正道

署名議員 難波文美

署名議員 加賀山美瑞津子